

監査告示第21号

令和2年11月24日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	山口	健
同	長浜	昌三

令和2年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	市長室	秘書課	広報課	広報戦略室	国際交流課
市民局	市民文化部	地域振興課	文化振興課	市民課	国民健康保険課
環境局	資源循環部	北部清掃工場	南部清掃工場		
こども未来局		こども政策課	こども福祉課	こども支援室	結婚相談所
産業局	産業振興部	産業創出課	産業支援課		
建設局	都市計画部	区画整理課	吉野区画整理課	谷山都市整備課	
会計管理室					
交通局		総務課	経理課	バス事業課	
船舶局		総務課	営業課	船舶運航課	安全運航推進室
教育委員会	教育部	学務課	学校教育課	青少年課	青年会館

(2) 対象範囲

原則として令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和元年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニュアル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局局部課執務室

## (2) 実施日程

令和2年9月7日から同年11月24日まで

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行並びに事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、おおむね適切であった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

### (1) 総務局 市長室

指摘事項なし

### (2) 市民局 市民文化部

[指摘事項]

- ・ 会計規則第8条第2項に「証拠書類（現金出納の証拠となるべき書類）の首標金額は、改ざんし、又は訂正してはならない。」とあるが、現金領収帳で収納した「個人番号カードの再交付手数料」について、首標金額を訂正した現金領収証書を交付しているものが1件あった。（市民課）
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが8件あった。（地域振興課）

### (3) 環境局 資源循環部

指摘事項なし

### (4) こども未来局

指摘事項なし

[意見]

- ・ 児童クラブ整備事業及び一般廃棄物収集運搬業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び鹿児島市契約規則第19条の規定に基づき少額随意契約を締結しているところであるが、児童クラブ整備事業については、同一箇所で一連の業務を分割し同一の業者と業務委託契約を締結している事例があり、一般廃棄物収集運搬業務については、同一の業者と多数のブロックで契約している事例が見受けられる。随意契約の相手方の選定にあたっては、特定の者に偏ることのないよう公平性に配慮して選定するなど適切な対応を図られたい。また、業務の発注方法等を見直し、可能な限り入札に付すなど、透明性・経済性の確保に努められた

い。(こども政策課)

(5) 産業局 産業振興部

指摘事項なし

(6) 建設局 都市計画部

指摘事項なし

[意見]

- ・ 土地区画整理事業における事業管理業務については、公益財団法人鹿児島まちづくり土地区画整理協会と随意契約により複数業務を集約した単価契約を締結しているが、総価見積りに基づく按分調整の結果として、契約単価が設計単価を大きく上回る事例等があること、また契約単価の算出方法が発注課毎に異なることから、統一した適正な算定ルールを定め、契約の適切な執行に努められたい。(区画整理課、吉野区画整理課、谷山都市整備課)

(7) 会計管理室

指摘事項なし

(8) 交通局

[指摘事項]

- ・ 交通局においては、職員の私有車の公務使用が認められていないにもかかわらず、私有車を使用しての外勤が1件あった。(経理課)

(9) 船舶局

指摘事項なし

(10) 教育委員会 教育部

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの